

補助金申請等で使える事業計画書作成

個別相談会

開催日程 令和5年 2月8日(水)・17日(金)・28日(火)

相談無料

※詳しくは裏面をご覧ください

勝ち抜く秘訣は ビジョンの明確化！

新しく会社を立ち上げたとき、新たな事業を始めるときは、銀行に融資を受けるために事業計画が必須です。取引先との付き合いなどで売掛金の回収が滞って黒字なのにお金がないなんてこともあります。頭の中で計算していてもきちんと数字化しないと大変なことになります。ビジョンを明確化して事業計画書を作成しましょう。



事業計画を作成すると何ができるの？

小規模事業者持続化補助金 補助上限 50万円~200万円 補助率 2/3~3/4	ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金 補助上限 750万円~3,000万円 補助率 1/2~2/3	事業再構築補助金 補助上限 500万円~1億5,000万円 補助率 1/3~3/4
経営革新計画 補助金の加算、融資等の支援	事業継続力強化計画 税制措置や金融支援、 補助金の加算等の支援	経営力向上計画 税制や金融の支援



事業計画を作成すると、
上記の補助金や支援を受けることが可能となります！

お申し込みご希望の方・詳しく知りたい方は **裏面へ** →

事業所計画書作成をしておくと、 こんな補助金申請等で役立ちます！

小規模事業者 持続化補助金とは

経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、上限50万円～200万円、補助率2/3～3/4の補助を受けられるものです。



ものづくり・商業・ サービス生産性向上促進補助金

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等々に対応するため取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等に対して上限750万円～3,000万円、補助率1/2～2/3の補助を受けられるものです。

事業再構築 補助金とは

新型コロナウイルス感染症の影響で、申請直近6ヶ月の内、任意の3か月の売上合計が、コロナ以前と比較して10%以上減少している中堅企業・中小企業・小規模事業者等が取り組む、思い切った事業展開を行うための建設、設備投資等に対して補助上限500万円～1億5000万円、補助率1/3～3/4の補助を受けられるものです。

経営革新 計画とは

中小企業等経営強化法という法律に基づく中小企業支援策の一環で、都道府県知事等が認定する制度です。認定された事業者は、補助金の加算、融資等の支援策が受けられます。ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の加算となります。

事業継続力強化 計画とは

中小企業・小規模事業者等が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定された事業者は、税制措置や金融支援、補助金の加算等の支援策が受けられます。



経営力向上 計画とは

人材育成やコスト管理等のマネジメントの向上、設備投資等、自社の経営力を向上する為に実施する計画で事業分野別の主務大臣が認定する制度です。認定された事業者は、税制や金融の支援等の支援策が受けられます。小規模事業者持続化補助金の加算となります。

※それぞれの制度についての詳細はWEBで検索してください。 ※補助金の申請は公募開始以降になります。

日程：令和5年2月8日(水)・17日(金)・28日(火)【各日10:00～17:00】

会場：加東市商工会館(加東市社717-1)

相談料：無料

お申込み：申込書に必要事項を記入の上、各相談日の3日前までにFAX又は、加東市商工会のWEBサイトよりお申し込みください。
(多数の事業所から申込があった場合は先着順)

アドバイザー：藤尾 政明 氏(藤尾コンサルティングオフィス・中小企業診断士)

お問い合わせ：加東市商工会(経営支援課まで)

TEL 0795-42-0253/FAX 0795-42-2299

事業計画作成個別相談会(加東市商工会 FAX 0795-42-2299)

事業所名	希望日 (いずれかに○) ① 2/8(水) ② 2/17(金) ③ 2/28(火) ④ どの日付でも良い	希望時間 (いずれかに○) ① 10:00～12:00 ② 13:00～15:00 ③ 15:00～17:00 ④ 何時からでも可
フリガナ		
参加者名	連絡先 電話 () 携帯	-
所在地	申請予定 (いずれかに○) ・持続化補助金<一般型> ・ものづくり補助金 ・事業再構築補助金 ・経営革新計画 ・事業継続力強化計画 ・経営力向上計画 ・創業 ・事業継承 ・その他 ()	